

# 入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

平成30年6月25日

支出負担行為担当官

京都地方法務局長 田 中 茂 樹

記

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名及び数量

大都市型登記所備付地図作成作業(平成30年度及び同31年度)一式

ア 地区名 京都駅南区東2地区(京都市南区東九条東山王町・東九条北  
烏丸町・東九条烏丸町の全域及び東九条南山王町・東九条西山  
王町・東九条上御霊町・東九条上殿田町の一部)

イ 面積(予定) 0.21平方キロメートル

ウ 筆数(予定) 986筆

エ 新設基準点数(予定) 4級基準点 140点

オ 境界標設置点数(予定) 1,700点

(2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 仕様書による。

(4) 納入場所 仕様書による。

## 2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条の「特別の理由がある場合」に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 平成28・29・30年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」(その他)において、A又はBの等級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

イ 平成28・29・30年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」(その他)において、C又はDの等級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者で、本件と同等以上の実績を有することを証明できる者であること。

(4) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格として次の資格を有する者であること。

ア 不動産登記に係る法令その他関連の知識及び実務を熟知していること。

イ 公共嘱託登記土地家屋調査士協会、土地家屋調査士法人又は土地家屋

調査士のいずれかであること。

ウ 土地家屋調査士にあっては、連帯して請け負い、その代表者が応札すること。

エ この作業に携わる土地家屋調査士を7名以上確保することができること。

オ この作業の実施に当たり、測量法（昭和24年法律第188号）第48条第1項の規定による測量士登録のある土地家屋調査士を1人以上確保することができること。

カ 入札説明書及び仕様書等において定める応札条件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所及び入札説明書の配布場所

〒602-8577

京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197

京都地方法務局会計課用度係（担当：嘉本）

電話 075-231-0185

4 入札説明書の配布期間及び場所

(1) 配布期間 公告日から平成30年7月10日(火)まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く平日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。）

(2) 配布場所 京都地方法務局会計課（4階）

5 書類提出期限

入札説明書に示す提出書類は、平成30年7月19日（木）午後5時15分までに上記3の場所に提出するものとし、当該提出書類に関して、支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された結果、公告等に示した作業を履行することができると思われた者に限り、入札に参加することができるものとする。

6 入札及び開札の日時並びに場所

(1) 日時 平成30年7月26日（木）午前11時

(2) 場所 京都地方法務局大会議室（3階）

7 入札説明会

(1) 日時 平成30年7月12日（木）午後3時

(2) 場所 京都地方法務局大会議室（3階）

※ 参加希望者は、入札説明会の前日までに上記3宛て連絡すること。

8 入札保証金及び契約保証金

免除

9 電報及びファクシミリによる入札

いずれも不可

10 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件

に違反した入札は、無効とする。

11 落札者の決定

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

なお、予決令第85条に基づく調査基準価格が設定された場合において、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、予決令第86条の調査を行うものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

詳細は、入札説明書による。

